

## 鎌倉幕府の文書を読む 解答

史料 寛元四年（一二四六）十二月二十五日

六波羅裁許状〔小室家文書五六九六〕

丹波國（国）大山庄（荘）雑掌能綱并案主能直与

地頭代僧長信并百姓宗吉等相論、大嘗會（会）

米并狼藉条々事

右、對（対）決之處（処）、大嘗會米事、雑掌者則為臨時役之由、申之、百姓等者亦前々以年貢内弁勤之旨、陳之者、募年貢内之条、無指證（証）抛之上、為臨時役之条、頗為傍例歟、加之、為臨時役、自領家徴下之上、不及地頭代・百姓等之難澁（渋）、早任支配之旨、可令弁勤也、次狼藉条々事、尋究之後、可有沙汰之状、如件、

寛元四年十二月廿五日

相模守平朝臣（花押）

### 【読み下し】

丹波国大山庄雑掌能綱并に案主能直と地頭代僧長信并に

百姓宗吉等と相論す、大嘗会米并に狼藉の条々の事

右、対決の処、大嘗会米の事、雑掌は則ち臨時役たるの由、之を申す、百姓等は亦前々年貢の内を以て弁え勤むるの旨、之を陳ぶてえり、年貢の内に募るの条、指したる証抛無きの上、臨時役たるの条、頗る傍例たるか、加之、臨時役として、領家より徴下するの上は、地頭代・百姓等の難渋に及ばず、早く支配の旨に任せ、弁え勤めしむべきなり、次に狼藉の条々の事、尋究の後、沙汰有るべきの状、件のごとし、

寛元四年十二月廿五日

相模守平朝臣（花押）